

入間市押印の見直しに関する方針

総務部総務課

令和3年1月15日決裁

この方針は、行政手続及び内部手続において押印を求める手続を見直すことにより、行政手続及び内部手続の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化を図ることを目的とする。

1 用語の定義について

(1) 印鑑の定義

	定 義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 ③その他特定の手続で仕様するものとして登録した印鑑。 ※入札制度における参加資格審査の要件として登録させた印鑑等。
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。

(2) 手続の定義

	定 義
行政手続	住民や業者から提出される申請等。
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含むものとする。）

(3) その他の用語の定義

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等

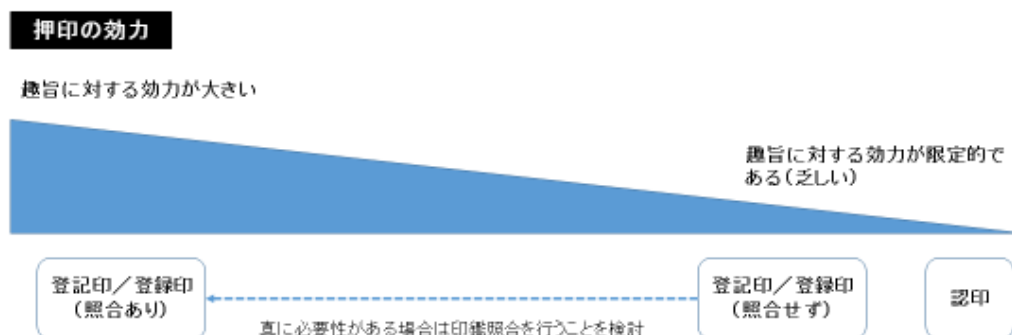
2 押印が求められる趣旨・留意事項について

押印を求める趣旨としては、以下のようなものが考えられるとともに、それぞれにおいて留意すべき点について、以下のとおり整理する。

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印による押印は<u>本人確認の効果は大きくない</u>。 ・ <u>本人確認の方法は他にも多数存在する</u>。(例：本人確認書類の確認、ID/パスワード方式による認証等)
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には <u>押印は不要</u> 。(本人確認された本人からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。)
文書内容の真正性の担保	文書の内容の真正性(証拠価値)は、押印によってのみ評価されるものではなく <u>手続全体で評価されるものである</u> 。

3 押印の効力について

押印の効力について、以下のとおり整理する。なお、認印と印鑑照合を行わない登記・登録印については、押印を求める趣旨に対する効力が限定的である。



4 押印見直しの判断基準について

上述した点を踏まえて、以下の判断基準に基づき、押印を求める趣旨の合理性について、検討し、押印の見直しを行うものとする。

- (1) 慣習により求める押印については、原則廃止とする。

条例等で、押印を条文の規定上求めておらず、規則・要綱等の様式上も押印を求めている手続については、押印を求めないものとする。

(2) 認印による押印については、原則廃止とする。

規則・要綱等の様式のみに押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから、押印を求めないものとする。

(3) 積極的事情により求める押印についても必要性等を再検討し、見直しを行う。

条例等の条文で押印を求めている手続や、規則・要綱等の様式のみ

に押印欄がある手続であって押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨に照らして、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情（合理的な理由があつて登記印・登録印を求めている等）が認められる手続においても、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的理由が認められない場合は、押印を求めないものとする。

また、登記印・登録印の押印を求める手続において、印鑑証明書等の提出を求めておらず、印影の照合を行わないものについては、押印を求める趣旨の合理性の有無を再度検討し、合理性が認められないものについては、押印を求めないものとする。一方、合理性が認められるものについては、制度の趣旨から、より厳格な確認が必要と認められる場合には、印鑑証明書の提出を求めることについて検討するものとする。

なお、印鑑証明書等の提出を求めている手続についても必要以上に提出を求めている手続については、提出を見直すことについて、検討するものとする。

5 押印を求める趣旨の代替手段の検討について

押印を求める趣旨の代替手段の有無を検討し、代替可能なものについては、押印を代替手段に置き換えることで押印を廃止するものとする。

【主な代替手段】

(1) オンライン申請

既存システム等を利用し、ID・パスワードによる認証。

(2) メール申請

外部からの行政手続については、利用アドレス登録を行ったアドレスからの受信。

内部手続については、グループウェア等の活用。

(3) 窓口・郵送申請

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード）の写しの受領。

6 押印見直し計画の策定について

全庁的な押印見直しの結果について、とりまとめのうえ、押印見直し計画を策定し、公表する。

また、押印を存続することとした手続について、国や県の動向を踏まえて継続的に見直しに取り組むとともに、押印見直し計画に変更が生じた場合は、計画の変更及び変更計画の公表を行う。

7 その他

決裁（起案による決裁に限らず、意思決定の性質を有するものを含む。）における職員の押印については、内部手続の一部ではあるものの、代替手段として文書管理システムによる電子決裁の導入等のシステム整備が必要となるものであるため、今回の押印見直しの対象には含まないものである。しかしながら、内部手続の効率化を図るため、内部手続における押印見直しは急務であり、今後速やかに代替手段の検討及びシステム整備の検討を行う必要がある。

また、発出する文書に押印する公印についても、今回の見直しの対象には含まないものであるが、今後、国、県の動向等を踏まえつつ、公印省略の運用の拡大による対応等、押印の見直しについて検討を行うものである。